

議案第 52 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 15 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 3. の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 町道 道路	実光神倉線 法面改良 (10ヶ所)	町
		株湯線 道路改良 (L=100m W=4.0m)	町
		宮ノ谷線 道路改良 (L=100m W=6.75m)	町
	(1) 町道 橋梁	橋梁改良事業	町
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業	町
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面改良事業	町
		林道波関俵原線 法面改良事業	町
		林道福吉木地山線 法面改良事業	町
		林道南三朝線 法面改良事業	町
		県営林道開設事業負担金 波関俵原線 (L=14,360m) L=750m W=5.0m	県
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線整備 (防災コミュニケーションシステム)	町
	(6) 自動車	過疎バス対策車両購入	町
	(8) 道路整備機械	除雪機械の整備 (2t・4t・6t車)	町
スノーステーション整備		町	
歩道除雪機の整備 (30台)		町	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	過疎バス対策事業 内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。 必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。 効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。	町